

委託連携加算に関するQ&A【令和4年4月改訂】

厚生労働省から本加算の具体的な基準について見解が示された場合は、当該見解に基づき回答内容が変更になる可能性があります。

(令和4年4月15日現在)

No.	問い合わせ内容	回答内容	回答日
1	居宅介護支援事業所が変更となった場合、再算定可能か。	地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との契約を改め間で <b>新たな必要な情報のやり取りが生じを行い</b> 、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)している場合、再算定は可能です。	令和3年9月22日 令和3年11月17日 令和4年4月15日
2	市内転居により、管轄の地域包括支援センターが変更となった場合、再算定可能か。	<b>お見込みのとおりです地域包括支援センターが当該要支援者等に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力していれば、算定可能です。</b>	令和3年9月22日 令和4年4月15日
3	「当該委託を開始した日の属する月」とは、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との契約日が属する月と、サービス利用開始月のいずれか。	サービス利用開始月を「委託を開始した日の属する月」として算定してください。	令和3年9月22日
4	ケアマネジャーの移籍により事業所が変更となる場合、再算定は可能か。	地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との契約を改め間で <b>新たな必要な情報のやり取りが生じを行い</b> 、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)している場合、再算定は可能です。	令和3年9月22日 令和3年11月17日 令和4年4月15日
5	地域包括支援センターを介さずに、居宅介護支援事業所が最初の相談窓口となった場合でも算定可能か。	要支援者等からの相談を最初に受けたのが地域包括支援センターか居宅介護支援事業所かに関わらず、地域包括支援センターが当該要支援者等に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力していれば、算定可能です。	令和3年9月22日
6	一度加算を算定していた要支援者または事業対象者(以下「要支援者等」という。)が要介護状態となり、再度要支援者等となった場合は、再算定可能か。	<b>お見込みのとおりです地域包括支援センターが当該要支援者等に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力していれば、算定可能です。</b>	令和3年9月22日 令和4年4月15日
7	一度加算を算定していた要支援者等が自立となり、再度要支援者等となった場合は、再算定可能か。	<b>お見込みのとおりです地域包括支援センターが当該要支援者等に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力していれば、算定可能です。</b>	令和3年9月22日 令和4年4月15日
8	市外で加算を算定していた者が秋田市内に転入した場合は、再算定可能か。	<b>お見込みのとおりです地域包括支援センターが当該要支援者等に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力していれば、算定可能です。</b>	令和3年9月22日 令和4年4月15日
9	当該利用者に係る必要な情報とはどのようなものか。地域包括支援センターの職員が、居宅介護支援事業所と利用者との契約時や、サービス担当者会議に同席したという事実のみで、当該利用者に係る必要な情報を提供したことになるか。	<p>本加算が、介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から創設された加算であることに鑑みると、特定の情報が算定要件となるものではないと考えられます。</p> <p>したがって、地域包括支援センターが、ケアプラン作成に必要な情報を漏れなく提供していれば、新たな情報提供が特段生じない場合においても算定可能です。</p> <p>ただし、委託に当たっては以下の事項を地域包括支援センターが実施していることを前提としたものですので、これらを実施していない場合には要件を欠いていることとなり、算定できないこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の居宅介護支援事業所が作成したケアプランが適切か又は妥当かについての確認</li> <li>・委託先の居宅介護支援事業所が行った評価内容の確認</li> <li>・今後の方針等についての必要な援助・指導</li> </ul> <p>なお、委託に当たっては委託する業務の範囲や業務量について配慮することおよび委託を行っても責任主体はあくまでも地域包括支援センターであることに留意して下さい。</p>	令和4年4月15日